

## 附属機関の会議の一覧

令和7年（2025年）4月25日現在

### 組織順

| 番号 | 附属機関の名称            | 附属機関の会議の目的                                                                                                   | 担当課                |
|----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1  | つくば市名誉市民候補者選考委員会   | つくば市名誉市民の候補者の選考を行う                                                                                           | 市長公室<br>秘書課        |
| 2  | つくば市国民保護協議会        | 市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。協議会は、市長の諮問に応じ国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる。 | 市長公室<br>危機管理課      |
| 3  | つくば市防災会議           | つくば市地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。                                           | 市長公室<br>危機管理課      |
| 4  | つくば市男女共同参画審議会      | 市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申する。                                                         | 市長公室<br>ダイバーシティ推進室 |
| 5  | つくば市いじめ問題再調査委員会    | 教育委員会が設置するつくば市いじめ問題専門委員会による調査審議の結果を受け、いじめ問題の重大事態発生防止等のために再調査の必要があると認めるときに、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。                | 総務部<br>総務課         |
| 6  | つくば市教育特区学校審議会      | つくば市教育特区に基づいて学校設置会社が設置する学校の設置認可等について調査及び審議をする。                                                               | 総務部<br>総務課         |
| 7  | つくば市行政不服審査会        | 行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があった場合、審査庁の諮問に応じて審理手続の適正性及び判断の妥当性を調査審議し、答申する。                                     | 総務部<br>総務課         |
| 8  | つくば市情報公開・個人情報保護審査会 | 情報公開の請求に対する決定及び個人情報開示等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合、市長又は実施機関の諮問に応じて申し立ての内容を審査し、答申する。     | 総務部<br>総務課         |
| 9  | つくば市特別職報酬等審議会      | 議会の議員の報酬及び政務調査費の額並びに市長、副市長及び収入役の給料の額について審議する。                                                                | 総務部<br>人事課         |
| 10 | つくば市政治倫理審査会        | つくば市議会議員政治倫理条例(平成12年つくば市条例第59号)及びつくば市長等政治倫理条例(平成13年つくば市条例第8号)に規定する審査、調査等を行う。                                 | 総務部<br>法務課         |

| 番号 | 附属機関の名称                      | 附属機関の会議の目的                                                                 | 担当課                   |
|----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 11 | つくば市建設工事適正化対策審議会             | 市長の諮問に応じて、市工事から集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織を排除するために必要な情報の交換及び指名除外に関する審議を行う。 | 総務部<br>契約検査課          |
| 12 | つくば市入札監視委員会                  | 市が発注した工事等の入札及び契約手続における公正性の確保及び透明性の向上を図るため。                                 | 総務部<br>契約検査課          |
| 13 | つくば市大規模事業評価委員会               | 市が行う大規模な施設整備事業の評価に関し調査審議する。                                                | 政策イノベーション部<br>企画経営課   |
| 14 | つくば市未来構想等審議会                 | 総合計画における基本構想及び基本計画について必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。                       | 政策イノベーション部<br>企画経営課   |
| 15 | つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会 | つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業における事業内容の審査に関すること。                                  | 政策イノベーション部<br>科学技術戦略課 |
| 16 | アイラブつくばまちづくり補助事業審査会          | アイラブつくばまちづくり補助事業についての審査に関すること。                                             | 市民部<br>市民協働課          |
| 17 | つくば市スポーツ推進審議会                | 市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。      | 市民部<br>スポーツ振興課        |
| 18 | つくばカピオ運営委員会                  | カピオの運営に関し、市長の諮問に応じ必要な事項を審議する。                                              | 市民部<br>芸術文化推進課        |
| 19 | ノバホール運営委員会                   | ノバホールの運営に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を審議する。                                           | 市民部<br>芸術文化推進課        |
| 20 | つくば市文化芸術審議会                  | 文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、市長に答申する。                                            | 市民部<br>芸術文化推進課        |
| 21 | つくば市働く婦人の家運営委員会              | 働く婦人の家の円滑な運営を図るため、働く婦人の家の運営の基本に関することや働く婦人の家の利用普及に関することなどを審議する。             | 市民部<br>働く婦人の家         |
| 22 | つくば市社会福祉審議会                  | 社会福祉行政の円滑な推進を図るため、社会福祉に関する重要な事項を調査審議する。                                    | 福祉部<br>社会福祉課          |
| 23 | つくば市民生委員推薦会                  | 民生委員法第5条第2項の規定に基づき、民生委員候補者の推薦を行う。                                          | 福祉部<br>社会福祉課          |

| 番号 | 附属機関の名称                | 附属機関の会議の目的                                                                                                                            | 担当課            |
|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 24 | つくば市障害支援区分認定審査会        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づき、障害者及び難病患者等の障害程度区分に関する審査判定を行う。                                                                 | 福祉部<br>障害福祉課   |
| 25 | つくば市福祉有償運送運営協議会        | 福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価その他福祉有償運送に関する事項について審議を行うため。                                                                                     | 福祉部<br>高齢福祉課   |
| 26 | つくば市地域密着型サービス等運営委員会    | 指定地域密着型サービス等事業者の指定並びにこれらのサービスに係る事項を審議するため。                                                                                            | 福祉部<br>高齢福祉課   |
| 27 | つくば市地域密着型サービス事業者等選定委員会 | 介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る事業者の選定を行うため。                                                              | 福祉部<br>高齢福祉課   |
| 28 | つくば市老人ホーム入所判定委員会       | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の要否についての審査を行うため。                                                                    | 福祉部<br>高齢福祉課   |
| 29 | つくば市地域包括支援センター運営協議会    | 地域包括支援センター及び地域包括ケアに関する必要な事項を審議するため。                                                                                                   | 福祉部<br>地域包括支援課 |
| 30 | つくば市国民健康保険運営協議会        | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、つくば市が行う国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置する。                                                   | 保健部<br>国民健康保険課 |
| 31 | つくば市介護認定審査会            | 介護保険法第27条第5項又は第32条第4項の規定により行う審査及び判定のほか、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。）について要介護認定又は要支援認定の審査及び判定をする。 | 保健部<br>介護保険課   |
| 32 | つくば市予防接種健康被害調査委員会      | 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定により、市民が受けた予防接種及びつくば市の勧奨により市民が受けた予防接種に起因した健康被害に関し必要な事項を調査するため設置する                                                 | 保健部<br>健康増進課   |
| 33 | つくば市子ども・子育て会議          | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する付属機関として、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。               | こども部<br>こども政策課 |

| 番号 | 附属機関の名称           | 附属機関の会議の目的                                                                                                                   | 担当課            |
|----|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 34 | つくば市医療的ケア児入所検討会議  | 公立保育所に入所を希望する医療的ケア児について、保育所での集団生活の適否及び配慮事項等について検討するため。                                                                       | こども部<br>幼児保育課  |
| 35 | つくば市民間保育所等選定会議    | 市の民間保育所、幼保連携型認定こども園の施設整備に関する必要な事項の審議を行うため。                                                                                   | こども部<br>幼児保育課  |
| 36 | つくば市融資あっせん審査会     | つくば市中小企業事業資金融資あっせん規則(平成3年つくば市規則第39号)に基づく融資あっせんに係る審査を適正に行うため、融資あっせんの適否及び推薦金額を審査答申する。                                          | 経済部<br>産業振興課   |
| 37 | つくば市農業振興地域整備促進協議会 | 農業振興地域整備促進事業に関する事項について協議し、その合理的推進を図る。                                                                                        | 経済部<br>農業政策課   |
| 38 | つくば市景観審議会         | 良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する。                                                                                                     | 都市計画部<br>都市計画課 |
| 39 | つくば市都市計画審議会       | 都市計画法(昭和43年法律第100号)によりその権限に属する事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。                                                          | 都市計画部<br>都市計画課 |
| 40 | つくば市建築審査会         | 建築基準法に規定する同意及び第九十四条第一項の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。                                         | 都市計画部<br>建築指導課 |
| 41 | つくば市ホテル等建築審議会     | つくば市ラブホテルの建築等規制条例の施行に関する重要事項を調査審議するため設置する。                                                                                   | 都市計画部<br>建築指導課 |
| 42 | つくば市開発審査会         | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第76条第1項の規定に基づく審査会。開発許可処分及び開発許可申請に対する不作為の審査請求に対する裁決及び市街化調整区域に係る開発行為の許可、開発許可を受けた開発区域以外の区域における建築等の許可等について審査を | 都市計画部<br>開発指導課 |
| 43 | つくば市生活安全推進協議会     | 生活安全の推進に関する事項について調査及び検討をし、その結果を市長に答申する。                                                                                      | 建設部<br>防犯交通安全課 |
| 44 | つくば市環境審議会         | 環境保全に関する基本的な事項について調査審議する。                                                                                                    | 生活環境部<br>環境政策課 |

| 番号 | 附属機関の名称            | 附属機関の会議の目的                                                                                                            | 担当課                      |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 45 | つくば市一般廃棄物減量等推進審議会  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、つくば市の一般廃棄物の減量、分別、リサイクル等について調査審議する。                                      | 生活環境部<br>環境衛生課           |
| 46 | つくば市上下水道審議会        | 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、水道料金に関すること、水道加入金に関すること、下水道受益者負担金に関すること、下水道使用料に関することなどについて調査審議する。                               | 上下水道局<br>水道総務課<br>下水道総務課 |
| 47 | つくば市奨学生選考委員会       | つくば市が行う奨学金給付対象者(以下「奨学生」という。)選考の公平かつ適正な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じ、奨学生の選考に関し必要な事項を調査審議する。                                      | 教育局<br>教育総務課             |
| 48 | つくば市学区審議会          | つくば市における学区(つくば市立の小学校、中学校及び幼稚園の通学区域をいう。以下同じ。)設定の適正化を図るため、教育委員会の諮問に応じ、学区に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。                        | 教育局<br>学務課               |
| 49 | つくば市立学校給食センター運営審議会 | 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じ給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、及び助言する。                                                    | 教育局<br>健康教育課             |
| 50 | つくば市いじめ問題専門委員会     | いじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。                                                                                         | 教育局<br>学び推進課             |
| 51 | つくば市教育支援委員会        | 障害のある児童及び生徒に対し、適正な就学指導を行うため、教育委員会の諮問に応じ、障害児の適正な就学指導及びこれに係る必要な事項について調査審議し、教育委員会に答申する。                                  | 教育局<br>特別支援教育推進室         |
| 52 | 吾妻学園コミュニティ・スクール協議会 | 吾妻学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。 | 教育局<br>生涯学習推進課           |
| 53 | 大穂学園コミュニティ・スクール協議会 | 大穂学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。 | 教育局<br>生涯学習推進課           |
| 54 | 豊里学園コミュニティ・スクール協議会 | 豊里学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。 | 教育局<br>生涯学習推進課           |

| 番号 | 附属機関の名称                  | 附属機関の会議の目的                                                                                                                  | 担当課            |
|----|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 55 | 洞峰学園コミュニティ・スクール協議会       | 洞峰学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 56 | 桜学園コミュニティ・スクール協議会        | 桜学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。        | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 57 | 竹園学園コミュニティ・スクール協議会       | 竹園学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 58 | 荃崎学園コミュニティ・スクール協議会       | 荃崎学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 59 | 春日学園義務教育学校コミュニティ・スクール協議会 | 春日学園義務教育学校の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。 | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 60 | 秀峰筑波義務教育学校コミュニティ・スクール協議会 | 秀峰筑波義務教育学校の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。 | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 61 | 高山学園コミュニティ・スクール協議会       | 高山学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 62 | 光輝学園コミュニティ・スクール協議会       | 光輝学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課 |
| 63 | 桜並木学園コミュニティ・スクール協議会      | 桜並木学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。      | 教育局<br>生涯学習推進課 |

| 番号 | 附属機関の名称                  | 附属機関の会議の目的                                                                                                                  | 担当課               |
|----|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 64 | 高崎学園コミュニティ・スクール協議会       | 高崎学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課    |
| 65 | 虹色学園コミュニティ・スクール協議会       | 虹色学園の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。       | 教育局<br>生涯学習推進課    |
| 66 | 学園の森義務教育学校コミュニティ・スクール協議会 | 学園の森義務教育学校の学区における地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。 | 教育局<br>生涯学習推進課    |
| 67 | つくば市社会教育委員会議             | 社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、定時又は臨時に会議を開き、これに対して意見を述べる。                                                                        | 教育局<br>生涯学習推進課    |
| 68 | つくば市生涯学習審議会              | 市長の諮問に応じ、生涯学習を振興するための施策の総合的な推進に関する事項、その他生涯学習の推進に必要な事項について調査審議し、答申する。                                                        | 教育局<br>生涯学習推進課    |
| 69 | つくば市文化財保護審議会             | 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。                          | 教育局<br>文化財課       |
| 70 | つくば市図書館協議会               | 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。                                                                         | 教育局<br>中央図書館      |
| 71 | つくば市救急隊不搬送事案検証委員会        | 令和5年4月16日午前0時50分に通報を受けて出場した救急隊が、傷病者を医療機関へ搬送しなかった事案について検証するため。                                                               | 消防本部<br>消防総務課     |
| 72 | つくば市農業委員会委員候補者選考会        | 農業委員会の委員の任命に当たり、任命過程の公正性及び透明性を確保するため設置する。選考会は市長の諮問に応じて、農業委員の候補者を選考し、市長に答申する。                                                | 農業委員会事務局<br>農業行政課 |